

## 事例研究～中国ビジネス法務

## (第76回)

現地でも日本の本社でもインパクト大!  
外国人就労管理制度が改正

北京市大地律師事務所/日本部  
日本部パートナー弁護士法学博士 熊琳

2016年9月8日と翌9日の2日間、国家外国人専門家局が「外国人来中就労許可制度試行活動座談会」を開催し、外国人就労管理制度をより一層整備し、新制度の試行が披露されました。新制度の目玉は、(1) 複数の就労証書の統一(2) 外国人就労者のランク分けであり、新制度は北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、寧夏回族自治区などで早くも今年の10月1日から段階的に試行され、来年17年4月から全国規模で実施される見込みです。

今回の改定は現地に出向、駐在している日本人のみならず、日本本社の次の中国人事、今後の人事にも大きなインパクトがあると言えます。

## ◇旧制度により、駐在員が不便をこうむったケース

中国現地企業A社の日本人総経理であるX氏は毎年1月に就業証および居留許可の期限延長手続きをしなければならなかった。延長手続き中は多くの申請書類を提出しなければならないだけでなく、パスポートを約2週間、審査のため公安機関に預けなければならないため中国から出国することができなくなり、中国国内での出張にもかなりの不便が生じています。

## ◇明らかになった新制度の概要

- (1) これまで外国人就労者に発行されていた「外国専門家来中就労許可証」および「外国人就業許可証」が「外国人就労許可通知」に一本化され、中国に入国後発行されていた「外国専門家証」および「外国人就業証」も「外国人就労許可証」に一本化されます。
- (2) 外国人の就労に関する審査認可では、全国共通のインターネットサービスが導入されます。
- (3) 新制度では外国人就労者をポイント加算制の下、A(ハイレベル人材)・B(プロフェッショナル人材)・C(国内の労働市場の需要に合致する、臨時的労働者、季節労働者、非技術者、サービス業労働者)にそれぞれランク分けした上で、A類就労者の来中を奨励し、B類就労者とC類就労者については制限(C類では厳格な制限)されることになります。

新制度に関する実施細則はいまだ出されていないものの、審査・許可の手続きを簡素化することについての明確な姿勢が感じられます。このことは企業と駐在員の負担を軽減することになるでしょう。

そしてA類就労者の優遇政策は一部ペーパーレス化、審査期限の短縮、無犯罪証明の誓約制といったことのほか、有効期間が複数年の就労許可証および居留許可証を発行するなどの優遇措置が考えられます。地方政府によるA類就労者の認定に当たっては、現行の「外国籍ハイレベル人材」よりも緩やかな認定基準が採用される見込みです。

## ◇新制度施行が日系企業にもたらす影響

上記の説明からは、今後A類の外国人就労者は居留の手続き面で負担が大幅に軽減されるなど、今後もさまざまな優遇政策が見込まれ、メリットが大きい政策と言えるでしょう。また、今後A類就労者の割合の高い企業ほど好評価が与えられるなど、新制度が企業自身の評価に用いられる可能性もあります。

しかしながら、新制度については以下のようにまだ不明確な点も少なくありません。

- (1) A、B、C類就労者の具体的な認定基準および手続き。
- (2) B、C類就労者に対する制限はどのように行われるか。これらの就労者が中国労働市場から排除されることはないのか。
- (3) 前任者がA類就労者であった場合、後任の選定に当たってもA類就労者でないといけないのか。また、B類以下であった場合、どのような影響があるのか。
- (4) 旧制度下で取得した「外国専門家来中就労許可証」および「外国人就業許可証」などは、新制度開始後も引き続き有効な証書として使用できるとされているが、旧制度下で取得し期限満了を迎えていない「外国専門家証」および「外国人就業証」の取り扱いはどうなるのか。

冒頭でも申し上げたとおり、新制度は今後の日本本社による中国関連人事にも大きな影響を与えるものとなります。よって、新制度は日本本社で今後の人事における課題と位置付けてきちんと検討する必要があります。新制度への理解は中国事業における本社人事戦略の一環としてとらえるべきものであ

るでしょう。

## 内服液瓶のゴム栓の7割、湖北・随州製

医薬用包装材メーカーの湖北利康医用材料(本社・湖北省随州市曾都区)は22日、今年1～8月の業績発表や同社主要製品の内服液用バイアル瓶のゴム栓が全国シェアの7割を占めていることを明らかにした。湖北日報が伝えた。

同社の1～8月の売上高は前年同期比38.23%増。同期の生産額、純利益も、前年同期比伸び幅が連続3年で3割以上となった。

内服液バイアル瓶は通常、軟らかいアルミとゴム製の栓でふたがされており、ストローで突き破り服用される。

同社は2004年、全国の同業に先駆け、ゴム栓の素材を天然ゴムから合成ゴムの一種「ブチルゴム」に変えた。天然ゴム製に比べ浸透率が、空気は7分の1、蒸気は200分の1に抑えられる。

中国では05年から、医薬品と直接触れる場合、天然ゴム栓の使用が禁じられ、同社製の使用が急速に拡大。北京同仁堂、哈藥集団など大手製薬会社との取引も始まった。15年の販売量は131億個に上った。

同類の製品では全国で唯一、米食品医薬品局(FDA)の承認を受けている。(時事)

## 北京・天津

### 北京空港駐車場の無料利用を制限

25日付の中国紙・新京報(A5面)によると、北京首都空港は、第2、第3ターミナルの駐車場の料金制度を改め、駐車料金が無料となるのは、1日につき、自家用車1台30分間のみとする方針を明らかにした。10月10日から実施する。

以前は30分以内の利用であれば何度でも無料で使用できた。今後は24時間以内に2回以上入場した車両は30分ごとに5元の料金を徴収する。

同紙はネット予約配車サービスに最も大きな影響が出ると指摘した。(北京時事)

### 実名未登録の携帯電話、使用不可に=北京市

25日付の中国紙・北京晨报(A6面)が携帯電話会社、北京聯通と北京移動の関係者の話として伝えたところによると、身分証明書による実名登録を済ませていない携帯電話番号は10月15日までに完全に使用できなくなる。

同紙によれば、携帯電話のカード購入には身分証明書の提示の上、実名登録が必要だが、一部の小規模なネットサイトでは依然、登録なしで使えるカードが販売されているという。(北京時事)